

否定命令としての「じゃないか」

— 語用論的側面から —

金 志 姫

(2012年10月2日受理)

-Janaika as a Negative Imperative Sentence:
From a Pragmatic Point of View

Jihee Kim

Abstract: This article attempts to clarify under what conditions its function as a negative imperative is realized, by focusing on the fact that *-janaika* functions as a negative imperative sentence. We argue that *-janaika* functions as a demand for action under the following three conditions: (1) when the actor who brings about the present state is the second person; (2) when the alteration of the present state is controllable for the listener; and (3) when the listener's intention (or action) is contrary to the proposition, α or β , in the speaker's assumption "if α , then β ", and when the listener's intention (or action) is alterable. As a negative imperative sentence, *-janaika* has a function that deters (or restrains) the listener's intention (or action). This function is, in large part, divided into type A and type B, depending on whether deterring (or restraining) the listener's current intention (or action) is to realize the intention in the utterance or to implement new action. Type A is a deterrence (or restraint) that enables both the speaker's assumption "if α , then β " and invited inference "if not α , then not β " work effectively. Type B is a deterrence (or restraint) that directly affects the recognition of modality of assessment in the proposition β .

Key words: expression of a demand for recognition, speaker's assumption, invited inference, modality of assessment, negative imperative

キーワード：認識要求表現, 話し手の想定, 誘導推論, 評価のモダリティ, 否定命令

1. はじめに

認識要求表現¹⁾「じゃないか」²⁾は, 典型的には聞き手に改めて認識を求める表現である。しかし, 何らかの想定が前提となって発話される場合には, 行為要求としての解釈が可能である。例えば, (1)(2)のような例が挙げられる。

本論文は, 課程博士候補論文を構成する論文の一部として, 以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：白川博之(主任指導教員), 酒井 弘,
畑佐由紀子

- (1) (大学の進学を諦めると言い出した望月に)
先生 「これからも間に合う大学もあるわ。
夜の大学だってあるじゃない。」(勉)
- (2) (自首しようとしている人に)
ケンちゃん, 裁判の被告なんかになったら,
留学取り消されちゃうよ。せっかく掴んだ
チャンスじゃない。(S)
- 一方, 評価のモダリティの形式の一つである「てはいけない」も行為要求として機能する場合がある(高梨2010)。
- (3) 包丁立てに鋭く光る包丁, 包丁。

千津子 「やめなさい！いけないわっ。」

美加の目が包丁を物色している。

千津子 「美加。そんなことしちゃいけない！」

(高梨2010: 77)

- (4) 試験中は、無断で席を立ててはいけないし、ほかの学生と話してもいけない。

(高梨2010: 80)

一見、全く異なる範疇に属すると思われる2つの形式だが、「じゃないか」と「てはいけない」とは、このように、行為要求として機能する点に共通点がみられる。

従来、行為要求の機能を持つ文には、次のように3つのタイプがあると考えられてきた。

- (5) 行為要求の機能をもつ文(宮崎ほか2002: 44)

- 1) 本来的に行為要求の機能をもっているもの
- 2) 本来は別の機能をもっていたが、行為要求の機能に移行し、その機能が定着したと考えられるもの
- 3) 状況に依存して行為要求の含意を派生するもの

「てはいけない」は、元来、「当該事態が許容されないということを表す」という意味を持つが、①制御可能な②未実現の③聞き手の行為であるという条件の下では、行為要求の機能を帯びることが指摘されている(高梨2010)。すなわち、「てはいけない」は2)に属するものであるといえる。一方、「じゃないか」は、「てはいけない」に比べると文脈に依存する面が強く、行為要求として機能するとすれば、(5)の3)に属する形式になると考えられる。ただし、「じゃないか」は、(5)の3)のほかの形式³⁾がそうであるように、その全てが行為要求を含意しているわけではない。ある語用論的条件の下で行為要求としての機能を派生するのである。しかし、「じゃないか」が行為要求表現相当として機能する場合があることについて言及した先行研究は管見の限り見当たらない。

そこで、本稿では、「じゃないか」を(5)の3)に位置づける立場に立って、考察する⁴⁾。そして、(1)(2)は(1')(2')を含意していることから、「じゃないか」には、聞き手の意向(行為)を禁じる行為要求の機能があることを主張する。

- (1') 進学を諦めてはいけない
- (2') 自首してはいけない

では、「じゃないか」による聞き手の意向(行為)を禁じる機能はどのように生まれるのだろうか。

以上のような問題意識に立って、本稿では、次の3つを明らかにすることを目的とする。

- ① 「じゃないか」が行為要求の機能を派生する理由および語用論的条件を明らかにする。
- ② 否定命令としての「じゃないか」と、「てはいけない」「するな」などの否定命令を意味する形式との違いを明らかにする。
- ③ 否定命令としての「じゃないか」の語用論的機能を明らかにする。

2. 先行研究と問題提起

「じゃないか」が行為要求表現相当の機能を持つ場合があることに注目した研究はまだないようである。

こうした中、金(2012)は、認識要求表現としての「じゃないか」は、行為要求表現のような機能を含意する場合があるという立場に立ち、その成立条件を明らかにしようとしている。そして、「じゃないか」が用いられる際に、話し手と聞き手の間に共通の想定「 α であれば β 」が存在しているという前提の下で、想定結論(β)にあたる部分が評価的判断であるとき、行為要求表現に相当する意味が派生すると述べている⁵⁾。

- (6) (給食時、グリンピースをよける神田)

先生 「神田さん。まだグリンピースが残っているじゃない。全部食べなさい。」

話し手の想定

食べ物を残す(グリンピースを残す)ことはいけない (金2012: 199(改))

しかし、それだけでは「じゃないか」による行為要求の機能の派生が明らかになったとは言いきれない。実際、次のような例も存在する。

- (7) 父 「何言ってるんだ。翔太。パパは嘘なんかついたことないだろ。」

息子 「だって約束した日に買ってくれなかったじゃん。」

父 「あのことか。」 (新)

(7)の場合、「約束は守るべきである」という評価的判断を含意しているように思われるにもかかわらず、行為要求の機能は派生しない。これは、評価のモダリティ以外の要因によって行為要求への派生が制限

されていることを意味し、評価のモダリティ性を帯びるという条件だけでは分析が不十分であったといわざるを得ない⁶⁾。

また、金 (2012) は、行為要求表現としての「じゃないか」は、肯定命令 (命令) と否定命令 (禁止) の両方の機能を持っていると記述しているが、これについても明確な根拠を挙げるまでには至っていない。「じゃないか」が用いられた場面・文脈を考慮に入れて、行為要求としての性質を統一的に記述する必要はある。

以上の問題を踏まえて、本稿では、「じゃないか」が用いられる場面を綿密に分析し、3節では、「じゃないか」による行為要求の機能が成立するための語用論的条件を、4節では、そのときの語用論的機能を中心に明らかにしていくことにする。

3. 行為要求表現としての「じゃないか」の成立条件

一般に行為要求表現は、次のような条件の下で成り立つと言われている (石川2002)。

(8) 行為要求表現の成立条件

- (a) 行為者 = 第二人称
- (b) 述語 = 意志動詞
- (c) 時制 = 非過去

行為要求に相当する「じゃないか」の例を見てみると、(8)の条件のうち(a)と(b)に限っては事情の違いは感じられない。それは、「じゃないか」も行為要求として機能するには、(i)現状を引き起こした行為者あるいは責任者が第二人称であること、(ii)現状が聞き手の意志によってコントロールできる動作である必要があるからである。(9)～(11)は、それぞれ(9')～(11')のように(i)(ii)の条件を満たし、行為要求を含蓄すると思われる例である。

- (9) (食事してきたばかりなのに)
京子 「どこへ行くんですか。」
聖也 「食事です。」
京子 「さっき食べたじゃないですか。」(食)
- (10) (別所さんに別れの挨拶をしたがる母親に)
もう何度も挨拶したじゃないか。 (海)
- (11) (受験生なのにまたアルバイトを増やしたという話を聞いて)
勉強がますます疎かになるじゃない。 (サ)

	(i)行為者	(ii)意志でコントロールできる動作
(9')	聞き手	食事に行く
(10')	聞き手	挨拶する
(11')	聞き手	増やす

一方、(i)と(ii)のいずれかを満たさない場合、認識の修正を求める本来の機能にとどまることになる。例えば、(12)(13)は行為者が聞き手ではないし、(14)(15)は意志によってコントロールできる動作ではないため、いずれも行為要求の機能は生じない。

- (12) (離婚すると言いながら主人の身辺を心配しているように見える妻)
弁護士 「一応…ご主人のこと気にされているんですね。」
妻 「当然でしょ。主人に何かあったらエルメス買ってもらえないじゃない。」 (離)
- (13) (東洋病院の未来を心配しているスタッフ (伊集院) と藤吉)
伊集院 「一体、何をたくらんでるんですか。」
藤吉 「さあな。多額の利借金をせしめて、東洋の医者をも明真に移した。代わりに明真のダメ教員たちを、北洋に送り込むっていう話もある。」
伊集院 「そんなことしたら、北洋はつぶれるじゃないですか。」 (海)
- (14) 由子 「ねえ、桐子も呼ぶの?」
彩子 「そうよ。だって悪いじゃないの。みんなが集まるのに声かけないと…」 (安達1999:165)
- (15) (派遣社員 (森) の作品はコンペに出展できないという会社の方針が納得いかない賢介)
賢介 「あれは森君の企画です。」
大前 「3ヶ月しかいない派遣に企画の責任は取れません。」
賢介 「社内コンペに勝ち抜けば、森君も認められるし、契約も更新されますよ!彼女が自分の手で、企画の実現ができるじゃないですか。」 (ハ)

では、(8c)の「非過去条件」はどうだろうか。

石川 (2002) は、「発話時にまだ実現されていないはず」という意味で、命令の構文的特徴として非過去条件を挙げている。石川 (2002) だけでなく、行為要求の形式を扱う先行研究では、「話し手が望んでいる事態が未だ実現されていない」という意味で事態が「未

実現]である必要があるといわれている。

そうした中、高梨(2010)は、「未実現」と「非実現」を対立させ、評価のモダリティの形式が行為要求へ移行することを説明している⁷⁾。高梨のいう「未実現」とは、当該事態が発話時(基準時)においてまだ実現しておらず、実現するかどうか不明である状態を指す(石川のいう「非過去条件」に相当する)。一方、「非実現」とは、実現しなかったことが分かっている状態を指す。そして、評価のモダリティに行為要求の機能が生じるのは、当該事態が「未実現」の場合のみであり、いわば既に終わってしまったことに対して評価を述べる「非実現」は行為要求の機能を派生しないとしている。金(2012)で指摘されているように、「じゃないか」は話し手の想定「 α であれば β 」が評価性判断であるときに行為要求の機能を派生する。評価から行為要求への移行という同様の現象を扱っている点で、高梨の指摘は注目に値する。

ここで注意が必要なのは、前述のように、「じゃないか」は話し手の想定を前提として評価を暗示する形式であることから、言語化されたものだけでなく、前提となっている「 α であれば β 」の存在を考慮しなければならないという点である。その点に注意しながら、「じゃないか」が含意している事態の実現性(未実現かそれとも非実現か)について見ていこう。

- (16) (絶対遅刻したくない会議に相手のせいで遅刻してしまった状況で)

お前がのんびりしたから、遅刻してしまっ
たじゃないか。(作例)

- (17) (真剣に話し合いをしている最中、トイレに行ってきたばかりなのに、また行こうとしている相手に)

誠一郎 「トイレに行かせてくれないの
よ。」

朋美 「さっき行ってきたじゃない。」(同)

(16)(17)の話し手の想定は、「のんびりしなければ遅刻しない」、「さっきトイレに行ってきたのであればまた行くことはない」であろう。そして、これらの例文で暗示している望ましい事態は、それぞれ「遅刻しない」、「また(トイレに)行かない」ことである。

(16)では、話し手が望ましいと思っている事態(「遅刻しない」)が実現しなかった(「遅刻した」)ことが分かっている状態であり、(17)では、「また行かない」という事態が起こる余地が残っている状態である(本稿では、修正の可能性が残されているという言い方を用いることにする)。すなわち、前者においては、望

ましい事態は、高梨のいう「非実現」の事態であり、後者では、「未実現」の事態である。つまり、「じゃないか」は、「非実現」にも「未実現」にも用いることができるのである。言うまでもなく、行為要求の機能を派生するのは、「未実現」の場合のみである。

ただし、「未実現」とはいつても、高梨のいう典型的な「未実現」と全く同じであることを意味しているのではない。話し手の想定に反する何らかの問題が生じている状況で、話し手が望んでいる状態への修正が可能であるという意味での「未実現」である。

このように、「じゃないか」は、暗に含意している望ましい事態がそこへの修正の可能性が残されている未実現の事態であるとき、行為要求としての機能を派生する。逆に、(16)のように、望ましい事態の実現に向けて修正しようにも現在の状況で取り返しの付かない場合は、行為要求の機能は派生しないのである⁸⁾。

以上の議論を(8c)に対応させて考えると、「じゃないか」が行為要求の機能をもつための条件として「修正の可能性が残されている状態であること」という仮説が立てられる。しかし、これだけでは、「じゃないか」が文脈に依存する形式であるとはいえ、どこまでを修正といえるのか、その範囲が想定しにくいという問題が生じる。4節で詳しく述べるように、「じゃないか」はあくまでも望ましくない聞き手の現在の意向(行為)を止めさせる否定命令として機能する形式であると考えられる。これは、裏を返せば、今の望ましくない聞き手の意向(行為)が存在しない文脈で、単に話し手が望ましいと思っている行為を要求するだけの文脈では用いることができないことを意味する。このような「じゃないか」の行為要求としての性質は、やはり「じゃないか」の基底にある「 α であれば β 」という話し手の想定と現状のズレが深く関わっていると考えられる。

このことを踏まえ、「じゃないか」が行為要求としての機能を派生する条件として、(iii)話し手の想定「 α であれば β 」の(α)あるいは(β)のいずれかにおいて聞き手の現在の意向(行為)とズレがあり、かつ、その聞き手の意向(行為)が修正可能なものであるという条件を加えたいと思う。その根拠として、次の(18)(19)のような文では、行為要求の機能は派生しないことを挙げておきたい。

- (18) お前のせいで服が汚れちゃったじゃないか。

(田野村1988:119)

- (19) (二人だけの内緒話を相手が他の人に話したことを知った)

君が話さなかったら誰も知らなかったじゃないか。(作例)

例えば、(18) (19) は、「そういうことをすれば服が汚れる」「君が話せばみんなにバレる」という想定が考えられるが、(α) も (β) も既に実現した事柄であるため、「じゃないか」は認識要求表現にとどまるのである。

念のために、「じゃないか」の発話目的は、新しい行為をさせることにあるのではなく、話し手の想定とのズレを修正することにあることを確認しておきたい。

以上、「じゃないか」は、命題に取り上げている事柄が過去でも現在でも、話し手の想定の前件 (α) あるいは後件 (β) が何らかの形で現時点に修正可能性が残されている場合にのみ、行為要求として機能するといえる。

ここまでの議論を整理すると、(20) のようになる。

(20) 「じゃないか」による行為要求の機能が成立するための語用論的条件

- (i) 現状を引き起こした行為者・責任者 = 第二人称
- (ii) 求められる変更内容 = 聞き手の意志によってコントロールできる動作
- (iii) 話し手の想定「αであればβ」の (α) あるいは (β) のいずれかにおいて聞き手の現在の意向 (行為) とズレがあり、かつ、その聞き手の意向 (行為) が修正可能なもの

では、(20) の条件を満たす「じゃないか」は、行為要求表現としてどのような機能を持っているのだろうか。次節では、話し手の想定「αであればβ」が「じゃないか」の行為要求の発生に重要な役割を果たしていることを示しながら、「じゃないか」の行為要求としての特徴と語用論的機能についてみていくことにする。

4. 否定命令としての「じゃないか」

既に述べたように、行為要求表現としての「じゃないか」は、話し手の想定「αであればβ」と聞き手の現在の意向 (行為) のズレを表明するものである。このような「じゃないか」の含意は、現状が望ましくないという判断の下で、望ましい状態への変化を求めるといって、肯定命令より否定命令に通じると考えられる。

そこで、ここでは、「じゃないか」による行為要求の機能を否定命令の下位分類と見なし、否定命令の意味が焼き付けられている形式 (主に「するな」「してはいけない」と) の比較を通して、「じゃないか」の行為

要求としての特徴とその語用論的機能について述べる。

4.1 否定命令を表す形式との比較

一般的にある行為をしないことを要求する否定命令には、聞き手がまだ実行していないか、まさに実行しようとしている行為を予め禁じる予防的な禁止と、聞き手が既に実行している行為をやめるように禁じる制止的な禁止との2つのタイプがあることが指摘されている (宮崎ほか2002)。従来のこのような二項立ての分け方は「じゃないか」における否定命令を考えるにあたり、若干の修正を加える必要がある。というのは、次の例を見ればわかるように、話し手の想定に反する状況で用いられる「じゃないか」は、聞き手が何も実行していない場面では用いることができないからである。

- (21) (聞き手が何かを喋ろうとしていない状況で)
- a. 何を聞かれても喋るな。
 - b. 何を聞かれても喋ってはいけない。
 - c. ??喋ったらまずいじゃないか。(作例)

一方、従来の分け方では「予防的な禁止」に入ることになる「まさに今実行しようとしている」場面での「じゃないか」の使用は可能である。

- (21') (聞き手が何かしら喋ろうとしている状況で)
- a. 何を聞かれても喋るなよ。
 - b. 何を聞かれても喋ってはいけないよ。
 - c. 喋ったらまずいじゃないか。

すなわち、「じゃないか」の使用状況を見る限り、従来の「予防的な禁止」には、性質の違う2つのものが含まれているといえる。そこで、本稿では、聞き手が「する気である」あるいは、「する可能性が高い」ということが読み取れる文脈で聞き手のその行為に対する意向 (意志) を中止させようとするものを「抑止」と呼び、「予防的な禁止」と区別することにする。

表1 否定命令の分け方

	宮崎ほか(2002)	本研究	
否定命令の種類	予防的な禁止	予防	行為の実行可能性：中立的 (懸念される行為が実現するかどうか不明な状況)
		抑止	行為の実行可能性：高い (「する気である」聞き手のある行為を思いとどませる)
	制止的な禁止	制止	実行されている行為をやめさせる

つまり、否定命令には、「予防」と「制止」の間に「抑止」という中間的なものが存在しており、認識要求表現の形式である「じゃないか」は、「抑止」と「制止」

として働くといえよう⁹⁾。

では、「じゃないか」と一般的な否定命令を表す形式の違いをもう少し詳しく見てみよう。

高梨(2010)は、否定命令形式(=するな)について、ある行為を発動させないための指令を示すものであると述べている。もちろん、相手の行為を禁じるからには、それなりの理由は想定されているはずであるが、「するな」の場合は、そのような理由・根拠を述べるより、行為そのものを禁じることに焦点が当てられているということであろう。実際、「するな」は、(22)のように、聞き手に理由を与えずに行為をしないことを押し付ける場面も考えられ得る。それに比べると、「じゃないか」は、聞き手と共有しているはずの想定を認識させることに焦点が当てられている形式である。そして、その想定 of 妥当性・当然性を、行為を禁じる根拠としてあげることによって否定命令の含意が発生するといえる。すなわち、「するな」と「じゃないか」とでは、聞き手の意向(行為)を禁じるという発話意図は同じであるが、単なる指令なのか、それとも行為の実行を思いとどまらせる妥当な根拠を挙げることによる間接的な指令なのかという点が異なるといえる。

- (22) (無闇やたら車を押している人に)
おい、あんまり押すな。(村上1994:94(改))
(22') おい、そんなに押したら、前の車にぶつかってしまうじゃないか。

そもそも「するな」は、先行研究でも指摘されているように、使用範囲が狭い形式である。そのため、否定命令の場合、評価のモダリティ形式や不可能表現など、様々な間接的な表現が発達している(日本語記述文法研究会2003)。しかし、それらの形式も意志動詞を用いて「すべきではない」行為を明示的に示している点においては「するな」と変わりはないと考えられる。一方、「じゃないか」による行為の抑止(制止)は、言語的に明示されず、先行文脈や言語外の知識から読み取らなければならない。この違いは、両者は同列において論じられるものではなく、前者は意味的にある行為の禁止を命令する否定命令の機能を有しているのに対して、後者は、語用論的含意として否定命令の機能を導き出していることを示しているといえよう。

では、「じゃないか」は具体的にどのような場面でのように用いられているのだろうか。次は、「じゃないか」の否定命令としてのタイプについて見てみよう。

4.2 否定命令としての「じゃないか」のタイプ

ここまでの話を整理すると、行為要求表現としての「じゃないか」は話し手の想定「 α であれば β 」と現

状の不一致を認識させ、聞き手の今の望ましくない意向(行為)を抑止(制止)するものである。そういった「じゃないか」による抑止(制止)は、文脈・状況から聞き手が今の意向(行為)を抑止(制止)することで望ましい状態になるもの(以下、Aタイプ)と、今の意向(行為)を抑止(制止)するだけでは話し手の思い通りの望ましい状態にはならず、新たに望まれている行為を起こさせる必要があるもの(以下、Bタイプ)との2つのタイプに分けられる。すなわち、このAタイプとBタイプとは、(23)(24)のように、聞き手に「～するな」を求めているのか、それとも(25)(26)のように、「～しないで、～しなさい」ということを求めているのかによって異なるのである。

- (23) (激しく揺れる船の高いところに少女が立っているのを見て)
おい、そんなところに立っていたら海に落ちてしまうじゃないか。(作例)
発話意図:そこに立つな。
(24) (無闇に壁を蹴っている人に向かって)
やめてくれる?壊れるじゃん。(サ)
発話意図:蹴るな
(25) (5年ぶりに現れた元彼の登場に戸惑い、黙っている聡子。その様子を見て)
理恵 「聡子、5年ぶりの再会じゃない。いろいろ話しなさいよ。」(A)
発話意図:黙っていないで、話しなさい
(26) (急に英語で話し出した相手に)
いったい何を英語でべらべらしゃべってるんだ?ここは日本じゃないか。(作例)
発話意図:英語はやめて、日本語で話しなさい

例えば、Aタイプの話し手の意図は、(23)(24)のように「そんなところに立っている」「無闇に壁を蹴っている」という聞き手の現在の意向(行為)を止めさせることにある。そして、聞き手がその行為を止めれば、話し手の発話意図は達成されることになる。つまり、聞き手が今の行為を止めるだけで望ましい状態になるのである。一方、Bタイプである(25)(26)では、「黙っている」「英語で話す」ことを止めるだけでは話し手の発話意図が達成されることにはならない。話し手はあくまで「彼と話す」「日本語で話す」という新たな行為が実行できるように今の意向(行為)を止めさせているからである。

宮崎ほか(2002)によれば、(27)の例のように食べている人に「早く食べなさい」という発話は、「食べる」という行為を求めるものではなく、「早く食べる」

という行為を求めるものだという。それは別の言い方をすれば、今の「のろのろ食べている」行為を中止し、「早く食べる」行為への変更を求めているとも言えるのではないだろうか。

(27) 早く食べなさい。

これと同じ考えがBタイプの「じゃないか」にも適用できると考えられる。すなわち、(25)の「じゃないか」の場合、望まれている行為「彼といろいろ話す」ことを実行させるために、「黙っている」現状の制止を求めているのである。言い換えれば、Bタイプの「じゃないか」は、今の意向(行為)を止めさせ、望まれている行為をさせるための状況を整える機能をしているといえる。

このように、聞き手が現在話し手の想定に反する状態にある場面において、否定命令(抑止・制止)としての「じゃないか」は、肯定命令と表裏の関係にあると考えられる。言い換えれば、「じゃないか」が、あくまで現在の聞き手の意向(行為)を抑止(制止)することを前面に出す形式であるのに対して、肯定命令は、単に実行されていない行為の要求を前面に出す形式であるといえる。

さて、AタイプとBタイプは、どちらのタイプも話し手の想定と聞き手の現在の意向(行為)が対立している場面で用いられるのは同じだが、話し手が自分の想定「 α であれば β 」と同時に相手に求めている認識には違いがあると考えられる。

では、それぞれのタイプに、具体的にどのような認識が関わっているのか見ていくことにしよう。

まず、Aタイプから見ていく。Aタイプでは、基本的に話し手の想定「 α であれば β 」のうち、($\alpha = \sim A$)の位置に聞き手の意向(行為)と関わる事柄がくる。その時、(β)には今の聞き手の意向(行為)が続く限り起こり得る望ましくない状態を内容とする命題がくる。これは、別の言い方をすると、今の意向(行為)を止めれば望ましい状態になるということでもある。このような解釈のプロセスは、ちょうど話し手の想定「 α であれば β 」とその誘導推論「 α でなければ β でない」と同じ構造である¹⁰⁾。Aタイプではこの誘導推論が有効に活用されていると考えられる。

では、具体例を挙げて説明しよう。

(28) こんなところで遊んでいたら危ないじゃない。
(作例)

(29) (自分の業績を渡す条件で研究チームの存続の
了解を得たという話を聞いて)

これまでの実績を渡したら、業績がゼロになるじゃないですか。(海)

(30) (お菓子をねだっている息子に)
だめよ。お父さんに怒られるじゃない。(医)

(28)~(30)は、それぞれ「ここで遊ぶな」、「実績を渡すな」、「おねだりするな」という意図を持って発話されたと考えられる文である。そして、その時の話し手の想定及び誘導推論の関係は、次のようになる。

(a: (α) \rightarrow (β), b: ($\sim \alpha$) \rightarrow ($\sim \beta$), Y: 発話意図)

(28) a. ここで遊んだら危ない
b. ここで遊ばなければ危なくない
Y. 遊ぶな

(29) a. 業績を渡したら業績がゼロになる
b. 業績を渡さなければ業績がゼロにならない
Y. 業績を渡すな

(30) a. おねだりしたらお父さんに怒られる
b. おねだりしなければお父さんに怒られない
Y. おねだりするな

例を見ればわかるように、Aタイプの特徴として、話し手の想定も、それによって引き起こされる誘導推論も話し手の発話意図は、聞き手の現在の意向(行為)の抑止(制止)することであるという点で共通している。例えば、(28)の話し手は、自分と同様に聞き手にも「ここで遊んだら危ない」という認識とそれと同時に「ここで遊ばなければ危なくない」という認識が引き起こされることを期待し、ここで遊ぶことを制止していると考えられる。(29)(30)にも同様のことがいえる。このように、Aタイプの「じゃないか」が用いられる場面では、誘導推論が有効に働いているといえる。

次に、Bタイプを見てみよう。Bタイプは、Aタイプと異なり、聞き手の行為と関わるものが(β)に位置し、さらにその妥当性が直接、評価のモダリティ形式で示される¹¹⁾。そして、(α)には、($\sim \beta = \sim A$)の状態にある聞き手に向かって($\sim \beta$)を抑止(制止)する最も妥当な理由が提示される場合が多い。

具体的には次のような例が挙げられる。

(31) (卒業式の途中、外に出ている生徒に向かって)
先生 「何やってるの。卒業式まだ終わってないじゃない。」(女)

(32) 千津子 「ほら、もっとよく洗剤を落として。
泡が残っているじゃないの。」

美加 「小姑ねえ。本当に。」
(安達1999: 167)

- (33) (薫が寝ようとしていると、窓の外から音がした。窓を開けると、幸治が大声で叫んでいる。)
 幸治 「一曲目が良かった！」
 薫 「ちょっと！静かにしてよ。近所迷惑じゃない！」 (タ)

(31) ~ (33) の場合、話し手はそれぞれ次の (31'a) ~ (33'a) のような想定をしているのだろう。そして、聞き手の現状がそれに反していることから、話し手は、「じゃないか」を用い「 α が真である状況では、当然 β である」という評価のモダリティによる評価を認識させ、聞き手の意向（行為）を抑止（制止）しているのである。

(a: 話し手の想定, b: 現状, Y: 「じゃないか」の発話意図 (点線部分)

- (31') a. 卒業式が終わってなければ会場にいるべきだ
 b. 卒業式が終わっていないのに会場にいない
 Y. ここにいない (= 会場以外のところにいる)で、会場に戻りなさい。
 (32') a. 洗剤が残っていれば洗い落とすべきだ
 b. 洗剤が残っているのに洗い落としていない
 Y. 適当な洗い方をしないで、もっとよく洗いなさい。
 (33') a. 近所迷惑になるのであれば、静かにすべきだ。
 b. 近所迷惑なのに大声で叫んでいる
 Y. 叫ばないで、静かにしなさい。

ここで注意すべきことは、Bタイプは既に述べたように、自分の想定通りの行為の実行を引き起こさせるために、現在の聞き手の意向（行為）を抑止（制止）するということである。例えば、Aタイプの (28) のような例は、「ここで遊ばないこと」を要求しているものであって、「別のところで遊ぶこと」までを要求しているわけではない。それと違ってBタイプの (31)

~ (33) は、それぞれ「会場に戻ること」、「もっとよく洗うこと」、「静かにすること」という新たな行為を実行させるために、今の意向（行為）である「ここにいる（会場以外のところにいる）こと」、「適当な洗い方をしていること」、「叫んでいること」を抑止（制止）しているのである。Bタイプの「じゃないか」が肯定命令ではなく、否定命令であるというのは、このように、「じゃないか」があくまでも現在の聞き手の意向（行為）を抑止（制止）するものであるためである¹²⁾。

以上、議論をまとめると、表2のようになる。Aタイプは、聞き手に誘導推論を働かせ、抑止（制止）を求めるものであり、Bタイプは、(β) の評価のモダリティによる評価を認識させ、抑止（制止）を求めるものであるといえる¹³⁾。

5. まとめ

本稿では、「じゃないか」が否定命令のような機能を持つことに注目し、その成立条件と否定命令としての語用論的機能を明らかにすることを試みた。まず、「じゃないか」による行為要求の成立条件は次のようにまとめられる。

- (34) 「じゃないか」による行為要求の機能が成立するための語用論的条件
- (i) 現状を引き起こした行為者・責任者 = 第二人称
 - (ii) 求められる変更内容 = 聞き手の意志によってコントロールできる動作
 - (iii) 話し手の想定「 α であれば β 」の (α) あるいは (β) のいずれかにおいて聞き手の現在の意向（行為）とズレがあり、かつ、その聞き手の意向（行為）が修正可能なもの

また、行為要求としての「じゃないか」は、否定命令の中でも聞き手の意向（行為）を抑止（制止）する機能を持つことがわかった。そして、そのタイプは、大きく、今の聞き手の（意向）行為を抑止（制止）す

表2 否定命令としての「じゃないか」のタイプ

	話し手の想定(α)→(β)	聞き手の現状	発話意図(伝達目的)
Aタイプ	(α)であれば(β) (α)でなければ(β)でない (誘導推論)	(~A)をしようとしている	(~A)を抑止・制止する (~しないで下さい)
Bタイプ	(α)であれば(β)べきだ (評価のモダリティ)	(~A)をしている	(~A)を抑止し、制止して、 (A)を実行させる (~しないで、~して下さい)

(~A) : 望ましくない聞き手の行為

ることで発話意図が達成されるのか、それとも新たな行為を実行させるために今の意向（行為）を抑止（制止）するのかによって、AタイプとBタイプに分けられる。基本的に、Aタイプは、話し手の想定と同時に誘導推論を有効に働かせ、抑止（制止）するものであり、Bタイプは、話し手の想定（ β ）の評価のモダリティの性質への認識を直接働かせ、抑止（制止）するものである¹⁴。

【注】

- 1) 従来、「じゃないか」は、「確認要求表現」の形式の一つとして扱われてきた。金・白川（2011）ではじめて「認識要求表現」という枠組みをもうけ、その中に属する代表的な形式として「じゃないか」を挙げている（「認識要求表現」の枠組みの必要性については金・白川（2011）参照）。本稿では、その考え方を踏襲し、特に断らない限り、「じゃないか」は「認識要求表現」であるとする。
- 2) 本稿では「じゃない」「じゃん」「じゃないですか」などの代表形式として「じゃないか」を用いることにする。以下、文体などによるニュアンスの違いについて考慮しない。
- 3) 宮崎ほか（2002）には、（5）の3）に入る形式として「から」や「可能形」などが挙げられている。
- 4) 森山（1989）は、「じゃないか」について、「話し手と聞き手が違った意見であるという意味の上に、さらに話し手のほうが正しいという意味を持つ」と述べている。本稿も、「話し手と聞き手の間に認識のズレがある場面で聞き手の認識を改めさせる」ことが「じゃないか」の基本的機能であると考えており、「じゃないか」の意味論的機能が、認識的なものであるという点では、森山と立場を同じくする。その上で、改めて確認しておく、本稿を通して明らかにしたいのは、そういった「じゃないか」の意味論的機能から派生する「じゃないか」の語用論的機能である。そして、本稿は、「じゃないか」が本稿でいう語用論的条件がそろって、行為要求（その中でも否定命令）として機能すると論じていく。
- 5) 金（2012）では、話し手の想定（ α ）に当たる内容は、主に聞き手が置かれている状況・立場を表すものが、（ β ）には一般的にその状況・立場の下で当然行うべき行為が想定される場合が多いことが指摘されている。
- 6) 他にも、金（2012）では、「じゃないか」が行為要求の機能を発揮する場合と、認識要求表現にとどまる場合との相違については、それほど注意が払わ

れていないが、この両者の間では次のような相違も見られる。すなわち、行為要求の機能を派生する（1）（2）と、次のように行為要求を派生しない（a）（b）とでは、それぞれの文脈から反事実的な文が想定できるか否かに違いがある。

- （a）君が話したせいでみんなにバレたじゃないか。
 - （b）何も知らないから恥をかけたじゃない。
- 反事実文とは、「予測された因果関係が実現しなかった」ことを表す（日本語記述文法研究会2008）。
- （1'）# 諦めなかったら大学に行けた。
 - （2'）# 被告にならなかったら留学は取り消さなかった

- （a'）君が話さなかったら誰にもバレなかった。
- （b'）教えてくれたら恥をかかなかった。

（1）（2）も（a）（b）も話し手の想定に反している状況に話し手が置かれていることを表しているという点では同じである。この違いは、（a）（b）の場合、「話さない」「教える」という行為実行の余地が现阶段には残されていないものであるため、反事実的解釈が可能であるのに対して、（1）（2）の反事実文の解釈が不自然なのは、前件の事態が現実世界でまだ修正の可能性が残されているためではないかと筆者は考えている。

- 7) 正確には、高梨（2010）では、「非実現」と並んで「既実現」という概念も用いられているが、本稿の主張と直接関わらないため、ここでは取り上げない。
- 8) この議論は、4.1の「抑止」と「制止」の議論ともつながる。詳しいことは後述する。
- 9) 森（2006）も、否定命令の二項対立（森の用語では、「予防」と「禁止」）では、捉えきれない中間的な位置づけの意味の存在にもっと注意を払う必要があると指摘し、「命題内容が実現していない」「今まさにしようとしている」「命題内容を既に行っている」という三項対立として考えるべきであるという趣旨を述べている。
- 10) 誘導推論とは、「pならばq」が多くの場合に「 $\sim p$ ならば $\sim q$ （pでなければqでない）」という推論を誘い出すという現象である（坂原1985：100）。聞き手も、話し手同様、ほとんど意識せずに行っていると考えられる。例えば、蓮沼（1987）は、「テハ」条件文と「バ」条件文の選択をこの誘導推論の関与の有無から説明している。
- 11) おそらく、金（2012）は、本稿でいうBタイプに注目したのだろう。ただし、本稿は、金（2012）が文脈・状況だけを考慮し、命令に分類しているものを、Aタイプと同様に抑止（制止）とし、否定命令の下位分類として扱っている点において違う解釈を

行っている。また、行為要求としての「じゃないか」の成立条件やそれぞれのタイプのプロセスを具体化し、議論を進展させたことは意義ある作業だと考えられる。

12) 行為要求を表す「じゃないか」文には、事態に対する否定的評価が内在している。(20)の語用論的条件を満たし、「じゃないか」が行為要求の機能を派生するとき、AタイプとBタイプいずれも聞き手の現在の意向(行為)に対する否定的評価になる。別の言い方をすると、「じゃないか」は、話し手の想定「 α であれば β 」から逸脱した相手の意向(行為)が先にあった上で用いられる形式であるのである。(21)のように、聞き手が何も実行していない(実行しようとしていない)場面では否定的評価を下すことはできず、否定命令の形式の変わりに「じゃないか」を用いることができないこともこれを傍証している。このように考えることによって、事態に対する否定的評価を表す形式であるという「じゃないか」のもともとの意味から逸脱しない範囲で「じゃないか」の行為要求の機能が説明できる(「じゃないか」が否定疑問文から出発した形式であることを考慮すると、何らかの形で「否定」の意味が残っていることは不思議なことでない)。

13) AタイプとBタイプの中間的な存在も否認ない。例えば、次の(a)は、本稿の分け方ではAタイプに属するものだが、(β)が聞き手の行為と関わっている場合、評価のモダリティへの認識が求められ、逆に、(b)のように、Bタイプなのに(α)が聞き手の行為と関わっている場合は、誘導推論を働かせる現象も見られるからである。

(a) (女の人を殴ろうとしている相手に)

やめて。相手は女**じゃないか**。(R)

評価のモダリティ：相手は女の人だからこそ殴ってはいけない。

(b) 話してくれないと分からない**じゃない**。(作例)
誘導推論：話してくれば、わかる。

これは、2つのタイプは否定命令としてつながっていることを示唆するものと考えられる。今後、考察を深めたいと思う。

14) 例文(26)のような例は、「じゃないか」のほかにも、話し手の発話意図を変えずに、「のだから」や「よ」に置き換えることが可能である。本稿でいう「じゃないか」の否定命令としての語用論的機能とこれらの形式との詳しい比較については今後の課題にしたい。

【参考文献】

- 安達太郎(1999)『日本語疑問文における判断の諸相』、くろしお出版
- 石川美紀子(2002)「命令に関する試論—語用論的条件と構文的条件との関係から」『名古屋大学国語国文学』91, 名古屋大学国語国文学会
- 金志姫・白川博之(2011)「認識要求表現としての「じゃないか」—「よ」との互換性に着目して—」『広島大学日本語教育研究』、広島大学
- 金志姫(2012)「認識要求表現としての『じゃないか』と『のだから』の類似点と相違点」『日語日文学研究』Vol.80, No.1, 韓国日語日文学会
- 坂原 茂(1985)『日常言語の推論』、東京大学出版社
- 高梨信乃(2010)『評価のモダリティ』、くろしお出版
- 田野村忠温(1988)「否定疑問文小考」『国語学』152, 国語学会
- 日本語記述文法研究会(編)(2003)『現代日本語文法4第8部モダリティ』、くろしお出版
- _____(2008)『現代日本語文法6第11部複文』、くろしお出版
- 蓮沼昭子(1987)「条件文における日常的推論—「ては」と「ば」の選択要因をめぐって—」国語学150集, 国語学会
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃(2002)『新日本語文法選書4モダリティ』、くろしお出版
- 村上三寿(1993)「命令文—しろ、しなさい—」『ことばの科学6』、むぎ書房
- 森 英樹(2006)「3つの命令文：日英語の命令文と潜在型/既存型スケール」『言語研究』129, 日本語学会
- 森山卓郎(1989)「コミュニケーションにおける聞き手情報—聞き手情報配慮非配慮の理論—」『日本語のモダリティ』、くろしお出版

【用例出典】

- 『海猿』フジテレビ(2005)(海), 『喰いタン』日本テレビ(2007)(喰), 『サムライハイスクール』日本テレビ(2009)(サ), 『新参者』TBS(2010)(新), 『SCANDAL』TBS(2008)(S), 『タイヨウのうた』TBS(2006)(タ), 『同窓会ラブアゲイン症候群』テレビ朝日(2010)(同), 『女王の教室』日本テレビ(2005)(女), 『ハケンの品格』日本テレビ(ハ), 『陽はまた昇る』TBS(2008)(陽), 『離婚弁護士I・II』フジテレビ(2004, 2005)(離), 『ROOKIES』TBS(2008)(R)